

5 同和問題（部落差別）

「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…。」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。同和問題（部落差別）の解決に向けて、差別意識の解消のための取組等が必要です。

同和問題（部落差別）について

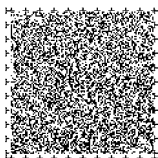
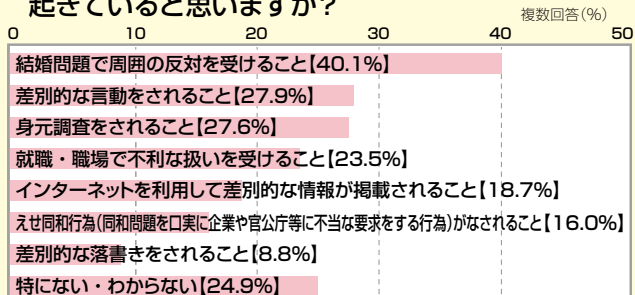
同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案は依然として存在しています。また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。このような状況の中で、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。国は、同和問題（部落差別）の解決に向けた取組を積極的に推進しており、法務省の人権擁護機関も、問題の解決を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

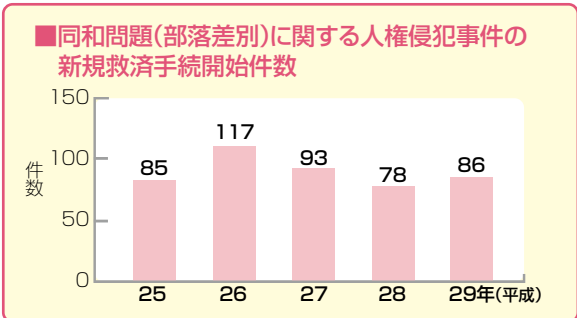
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？





啓発ビデオ 人権アーカイブ・シリーズ「同和問題～過去からの証言,未来への提言～」



えせ同和行為の排除

同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額の書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが重要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。



啓発ビデオ「セクハラ・パワハラ・えせ同和行為 あなたの職場は大丈夫?」

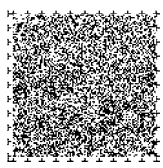
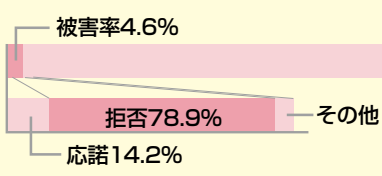
■「えせ同和行為対応の手引」はこちらからダウンロードできます。
<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>

平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケートについて (<http://www.moj.go.jp/content/000121613.pdf>)

えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年からアンケートを実施しており、平成26年1月に、10回目となる調査を実施しました。

主な調査結果

●被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）と応諾率（えせ同和行為を行う者からの要求に対して、一部又は全部応じたと回答した事業所の割合）



●被害率(違法・不当な要求を受けた事業所の割合)

- (1) 全体の被害率…… 4.6%(前回比11.5ポイント減)
- (2) 地域別の被害率…… 全体的に減少。広島ブロック、福岡ブロックが高い。
- (3) 業種別で見ると、建設業(9.7%)が最も高い。
- (4) 従業員規模別では、300~500人未満(5.7%),100~300人未満(5.5%)の事業所の順に高い。

● 応諾率(えせ同和行為を行う者からの要求に対して、一部又は全部応じたと回答した事業所の割合)

- (5) 全体の応諾率…… 14.2%(前回比1.9ポイント増)
- (6) 従業員規模別では、100~300人未満(17.2%),50~100人未満(16.2%)の事業所の順に高い。

●違法・不当な要求について

- (7) 種類…… 「機関紙・図書等物品購入の強要」(74.0%)が最も高く、その応諾率は13.0%
- (8) 要求の口口…… 「執ように電話をかけてくる」(55.4%),「同和問題を知っているかと言っておどす」(40.7%)が高い。
- (9) 要求の口実…… 「同和問題の知識(認識・研修)の不足」(39.2%)が最も高く、次いで「単なる言いがかり、無理難題」(26.0%),「一方的に差別であると決めつける」(9.3%)。
- (10) 官公署からの指示「無難に処理するように言われた」(25.0%),「官公署からの指示はなかった」(75.0%)
- (11) 期間…… 1日限り(44.1%)が最も高い。
- (12) 被害金額…… 1万円以上10万円未満(9.8%)が最も多い。

資料 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

